

一九八二年の教科書問題に関する政治史的考察

——宮沢談話と近隣諸国条項を中心に——

李 宣定

はじめに

教科書問題とは何か。元来「教科書問題」という用語は、戦後日本の歴史教科書に関する諸問題を意味する言葉として使われ始めた。それは、「偏向教育」、教科書攻撃、教科書裁判等を含む比較的広範囲な概念でもあった。ところが、日本における歴史教育の懸案として扱われていた教科書問題の枠組みは、一九八二年を境に一変するようになる。一九八二年六月二五日に公表された高校用教科書の検定結果が、東アジア諸国において前例のない外交問題に発展したのである。韓中両国は日本政府に対して正式に抗議を行い、韓中以外のアジア諸国からも外

務省宛の抗議文が多数寄せられた。さらに、このことは世界的に報じられ、国連人権委員会では、英国のウイタカー代表が「戦後、日本は戦争中の残虐行為を反省した。にもかかわらず最近、日本はその歴史を塗り替えようとしている」（『朝日新聞』一九八二年八月二六日付）とするなど、日本政府の歴史認識に対する厳しい非難が相次いだ。こうして、日本の教科書問題は国際的に問題化するという新たな様相をもつことになった。

一般に、一九八二年の教科書問題は、一九八一年度の検定問題が韓中の正式抗議によって外交問題化し、それを收拾するために宮沢談話が発表され、近隣諸国条項と称される項目が検定基準に追加された、というふうに捉えられる。先行研究においても、一九八二年の教科書問

題は、検定制度および教科書裁判に関する考察の延長線上に位置付けられている。すなわち、教科書問題の「外交問題化」は、検定制度の不当性および教科書裁判の重要性を強調する一例として取り上げられ、「外交問題化」そのものに対する視点は欠落している。外交問題化をめぐる日韓間、日中間の協議過程分析が充分なされていないため、一九八二年の教科書問題と近隣諸国条項との因果関係を把握することは極めて困難である。従って、韓中の正式抗議を宮沢談話および近隣諸国条項に直結させ、「外圧による検定制度の改定」という単線的な認識も生じるようになる。このような認識は、特に保守系の言説に顕著であり、同条項の撤廃を求める主張のロジックとして機能している。

一九八二年の教科書問題は、国交正常化以後の日韓間、日中間における初めての歴史問題であったにもかかわらず、その議論は従来の教科書問題の枠組みに収斂され、「外交問題化」した教科書問題に関する理解は必ずしも十分ではない。そこで、本稿は一九八二年の教科書問題をめぐる日韓、日中間について検討を行い、日本政府の外交的解決、つまり、宮沢談話の発表および近隣諸国条項

の制定に至るまでのプロセスを政治史的観点に立脚し考察する^①。

1 教科書検定の外交問題化

(1) 教科書検定の報道と松野発言

一九八二年六月二五日、文部省は翌年度から使用される小学校用および高等学校用の教科書に対する一九八一年度検定の結果を公表した。翌日、新聞各紙の一面には「高校社会中心に検定強化」（『朝日新聞』一九八二年六月二六日付）「教科書統制、一段と強化」（『毎日新聞』一九八二年六月二六日付）「高校教科書厳しい検定」（『読売新聞』一九八二年六月二六日付）等の記事が掲載され、主に高校用の社会科教科書を中心とした報道が行われた。報道で取り上げられた検定内容は、天皇、明治憲法、侵略、自衛隊、北方領土、大企業、国民の義務に関する部分であり、検定意見による書き直しや執筆者および出版社の自己規制、つまり、文部省の検定強化が一つのテーマになっていた。特に、問題となる「侵略」「進出」等に

ついては、中国の華北「侵略」が「進出」に、韓国の三・一運動が「暴動」に変更されたことと「三光政策」「強制連行」等の用語が削除されたことが詳しく報じられた。

検定に関する報道は、韓中においてもほぼタイムラグなく行われた。中国の新華社通信は、「文部省の検定は、日本の中国侵略を粉飾するため歴史を歪曲したという声が強い」（一九八二年六月二六日）と伝え、韓国の『朝鮮日報』も「日本、教科書検定強化、侵略用語全て削除」（一九八二年六月二七日付）と題する記事を掲載した。これが韓中両国における最初の検定報道である。報道内容は、日本の検定問題全体を扱うものではなく、自国の歴史にかかわる侵略記述に集中していた。六月下旬から七月中旬までの報道は、日本の報道を引用または紹介する形で行われており、量的にも少なく、必ずしも厳しい日本批判ではないという特徴がある。

しかし、七月中旬以降、韓中の論調は急変する。七月二三日、松野幸泰・国土庁長官が小川平二・文部大臣に対し、「韓国が日本の教科書の記述内容について注文をつけている、との新聞報道があるが、場合によっては内政干渉になると思うので、そういうことには、毅然たる態

度で臨んでもらわないと困る」（『朝日新聞』一九八二年七月二四日付）と要望したことが明らかに、検定問題を注視していた韓国の世論を刺激することとなる。さらに、松野は「韓国の歴史の教科書にも誤りがあるだろう。例えば、日韓併合でも、韓国では日本が侵略したところになっているようだが、韓国の当時の国内情勢などもあり、どっちが正しいかわからない」（『朝日新聞』一九八二年七月二四日付）という侵略を否定するような発言も行い、外交問題化の直接的な要因として作用する。また、小川文相も楨枝元文・日教組委員長との会談で「外交問題といっても、内政問題である」（『朝日新聞』一九八二年七月二四日付）と言ったことが報じられ、これらの発言は日本閣僚の「妄言」として韓中の非難を浴びた⁽²⁾。

韓中両国では、松野発言を契機に検定問題に関する報道が大々的に行われるようになった。例えば、中国では、二三日以前の報道が新華社通信一件（六月二六日）、『人民日報』二件（六月三〇日、七月二〇日）に止まっていたのに対し、二三日以後はほぼ毎日のように検定問題の記事が登場する。また、韓国では、新聞各紙で断続的に

検定問題を取り上げていたが、二三日以後は社説、特集記事、読者の投稿などが劇的に増加する。しかし、松野発言の余波はこれで終わらなかつた。

(2) 中国の第一回正式抗議と

韓国の「重大関心」表明

七月二六日、中国の肖向前・外交部第一アジア司長は、渡辺幸治・在国日本大使館公使に中国政府の立場を表明し、公式に抗議を行つた。⁽³⁾肖は検定の過程で歴史の改竄が行われたこと、教科書問題が中日共同声明、中日平和友好条約の精神に離反していることを指摘し、「文部省の検定した教科書の誤りを正すよう切望している」⁽⁴⁾という中国政府の旨を伝えた。⁽⁵⁾これが一回目の正式抗議となる。肖は、個人的説明であるとの前置きの上、「我々も鈴木総理を歓迎したいと考えている。このような時期にこのようなことが起こり、愉快ではない」⁽⁶⁾とし、九月下旬に予定されている鈴木善幸の訪中に触れ、教科書問題が首相の訪中に影響を及ぼしかねないことを示唆した。

一方、韓国政府は中国のような正式抗議は行わなかつた。松野発言の翌日である七月二四日、韓国は在日本韓國大使館を通して、重大な関心を持つことを表明すると同時に、関係閣僚の発言に対する釈明を求めた。⁽⁷⁾二八日にも同様の申し入れを行つたことが確認できる。韓国にとつてかなり敏感な問題であるにもかかわらず、正式抗議より関心表明を選択した韓国側の態度はやや不自然に思える。ところが、実は、日韓間では二四日から三〇日までの間に頻繁に連絡を取り合つていた。特に、二八日の李相振・在日本韓國大使館公使と木内昭胤・外務省アジア局長のやり取りは注目をひく。外務委員会における盧載源・外務部次官の現況報告によれば、李は、検定問題が「両国間において外交紛糾になる前に日本政府および国民自らの手で是正することが望ましい」⁽⁸⁾と伝え、誠意のある対策を促したという。これに対して木内は、「この問題をこれ以上悪化させず、日本側が反省することは反省しながら自ら処理していくべき」⁽⁹⁾と回答した。日韓間においては、この件が深刻な外交問題になる前から認識されており、両国は問題の自主的な解決で意見が一致していたのである。

中国が検定教科書の誤りを正すこと、つまり、修正を言及したのに対し、韓国はあくまでも自主的な是正を望んだ。また、中国では、修正する部分として四ヶ所を取り上げたが、⁽¹⁰⁾韓国では教科書の是正を日本政府の判断に委ねたため、具体的な是正に関しては言及しなかった。この問題を表面化させたくない韓国政府と、正式抗議を行った中国政府の態度とでは、教科書問題に対する温度差があることがわかる。しかも、この温度差は教科書問題が収束するまで続くこととなる。

(3) 日本政府の初期対応

韓中の公式非公式抗議は世界的に報じられ、アメリカでは、「日本の教科書、第二次世界大戦を改訂、『侵略』『進出』に、憤るアジア人」(*The Washington Post*, July 28, 1982)「中国、日本の教科書における一九三〇年の侵略記述を攻める」(*The New York Times*, July 28, 1982)と題する記事が掲載された。さらに、韓中のみならず、北朝鮮、香港、台湾からも抗議が寄せられ、日本政府はその対応に奔走した。

当時、教科書問題に対する文部省の立場は、七月二九日の衆院文教委員会での小川の答弁によく表れている。

小川は、韓中両国に対する今後の対策として、「時間をかけて十分説明をいたしますれば、結局において友好関係を損なうような結果にはならない」⁽¹¹⁾とし、教科書制度の説明、つまり、検定制度の仕組みや文部省の検定姿勢を詳しく説明することによって韓中両国の了解を得ることができると考えていた。また、検定問題については、「現行の改訂に文部省の意思が加わっておることは紛れもない事実でございますから、文部省は責任を回避するつもりは毛頭ございません」と述べた。しかし、解決策の一つとして提案された検定内容の公開、正誤訂正、改訂検定の繰り上げ等の措置に対しては、検定の趣旨に反することを理由に強く拒否した。

一方、桜内義雄・外務大臣に代わって七月三〇日の衆院外務委員会に出席した宮沢喜一・内閣官房長官は、「侵略」「進出」問題に関連して政府の戦争認識を厳しく問われた。宮沢は、個人的には「侵略」より「進出」のほうがニュートラルな語感であるとし、教育的配慮から検定意見を付してきたという文部省を支持するような意見を

述べた。また、戦争認識に関しては、「政府はこのようなことは二度と繰り返すべきことではないというふうに考えておりますが、これを侵略戦争と呼ぶか否かについては後世歴史家の判断にまっすべきものと考える」⁽¹²⁾と答弁した。

日本政府は、過去の戦争に対する評価においては従来の立場を踏襲し、検定の仕組みを詳しく説明することで教科書問題を解決しようと考えていた。このような政府の認識に立ち、外務、文部両省から韓中に対する説明が行われた。外務省は、教科書問題に対する韓中両国の国民世論と関心を謙虚に受け止めることと、日韓、日中の友好精神に変わりはないことを強調する⁽¹³⁾。文部省は、日本の検定制度を力説する。教科書問題そのものについての説明は専ら文部省によって行われ、韓中両国の是正要求に対する回答とは程遠い検定制度の説明のみが何度も繰り返される。こうした対応の仕方は、桜内外相の不在により、文部省の意見が強く反映されたものであった。従って、外務省は外交上の基本姿勢を強調するに止まり、実質的な韓中対策は文部省の意に沿った形で行われることになったのである。

特に、具体的な修正要求をしてきた中国側に対してはより詳しい説明が行われた⁽¹⁴⁾。文部省は、検定意見にどう対処するかは、教科書会社側の「創意工夫」に委ねているとした上で、個々の表現ではなく教科書記述の全体を見てほしい、と中国側の理解を求めた。すなわち、文部省の検定意見に、最終的に判断を下すのは教科書会社であるため、記述に変更が生じるのは教科書会社の意思である。よって、書き換えの問題を日本政府に抗議をしてもすでに検定を終了した文部省としては何もできないということである。文教委員会での答弁では、書き換える問題は文部省の責任であることを認めておきながら、対外的にはこれが教科書会社側の判断によるものだとする。このような文部省の責任転嫁ともとれる対応はさらなる批判を巻き起こすこととなる。

2 教科書問題の展開

(1) 韓国の正式抗議と中国の第二回正式抗議

検定教科書の修正要求に対して具体策を提示しない日

本政府の対応および検定制度の説明に終始する文部省の態度に納得できなかった韓中政府は、八月に入ってからより強硬な姿勢をとるようになる。

八月一日、中国教育部は教科書問題が解決するまで「小川文相が訪中することは適当でない」と小川の訪中を断わった。小川は、教科書検定が外交問題化する前に中国教育部から訪中の招聘を受けていた。すでに予定されていた小川文相の訪中拒否、つまり、外交ルートを通じて合意に達していた外国閣僚の訪問拒否は、中国においては前例のないことであつた。⁽¹⁵⁾

また、教科書問題が外交問題化することを極力避けようとしていた韓国政府も正式抗議に踏み切る。八月三日、李範錫・外務部長官は前田利一・在韩国日本国大使館大使に、韓国政府の立場を表明した。その要旨は、誠意に欠ける日本政府の態度が韓国世論を一層刺激しており、韓日友好関係に悪影響を与える恐れがあるため、本件に対して、「迅速かつ具体的な正措置を強力に要求する」ということである。⁽¹⁶⁾ これまで教科書問題の表面化を懸念し、慎重な姿勢をとっていた韓国は、八月三日を境に強硬姿勢に転じるようになったのである。ここで、その

例を挙げてみよう。

沈相宇（シン・サンウ） 日本の歪曲教科書の内容が是正されない場合には……その責任を痛感し、我が民族の名譽を守るため自決する考えはありますか。⁽¹⁷⁾

李奎浩（イ・ギョホ）我々は自決を敢行するほどの断固かつ確固たる決心をしています。⁽¹⁸⁾

上記の引用は、八月五日の文教広報委員会で行われた沈相宇（民正党）と李奎浩・文教部長官の問答である。沈は、日韓併合の際、数多くの儒学者が自決したことを取り上げ、教科書問題を日韓併合と同じ姿勢で臨むことを迫り、李長官は「自決を敢行する」覚悟で取り組むことを明らかにした。これは、あくまでも極端な例であるが、韓国における教科書問題の重大性をよくあらわしていると考えられる。また、時期は少々前後するが、盧載源（ノ・ジェウオン）・外務部次官も、教科書問題に対する「我が政府の基本姿勢は、これがいかなる妥協も許されない根本的な問題であるという認識の下で推進し」⁽¹⁹⁾ ていると答弁しており、文教部と外務部は、教科書問題

に対する強硬姿勢で意見が一致していることがわかる。

さらに、八月五日、中国政府は二回目となる正式抗議を行う。中国は「文部省のこのような弁解や、責任逃れの態度は極めて厳肅性に欠けており、誠意に乏しい。よって、中国政府は再度意見を表明せざるを得ない」⁽²⁰⁾としたうえで、「必要な措置を講じて検定済みの教科書における誤りを是正することを要求」⁽²¹⁾した。検定制度を隠れ蓑とする文部省の態度が、中国の第二回正式抗議に繋がったことがわかる。また、是正については、第一回正式抗議の「切望」から「要求」へと変わり、中国政府の対日姿勢も一層厳しいものとなっていた。

小川文相の訪中拒否、韓国政府の正式抗議、中国政府の第二回正式抗議によつて事態はさらに悪化する。問題の深刻さをようやく認識するようになった日本政府は、このような状況を打開すべく、八月五日、韓中に外務、文部両省の関係局長の派遣を提案した。韓国政府は、是正意思を表明する目的でない訪韓は、事態を悪化させる恐れがあると拒否するが、中国政府は日本政府の特使派遣を受け入れた。

(2) 文部、外務両省における立場の

相違と政府統一見解の発表

八月四日、鈴木総理は政府・自民党連絡会議で小川、桜内両大臣に対し、教科書検定問題の早期解決を指示した。小川文相は、八月六日の衆議院文教委員会で、「このことがこのような非常にむずかしい事態に発展しようとは予期していなかった」⁽²²⁾と教科書問題の深刻さを認識しながらも、依然として教科書の再改訂を拒み続けた。ところが、戦争認識に関しては、ついに「わたしは弁護の余地なき戦争と申し上げましたが、どうしてもそれでご満足なさらないということであれば、侵略であったと申し上げます」⁽²³⁾「侵略戦争であることを明白に申し上げました」⁽²⁴⁾と、日本が過去に行ってきた戦争が侵略戦争であることを認めた。無論、ここでいう過去の戦争とは日中戦争であり、植民地統治までも含むものではなかった。しかし、吉田裕、若宮啓文も指摘しているように、⁽²⁵⁾現職の閣僚が「侵略」を明言したのは小川が初めてであったため、「侵略戦争」という言葉のもつ意味は極めて大きいといえるだろう。

一方、桜内は、八月九日の衆院外務委員会で、文部省の意見を中心に進められてきた初期の対応に問題があったことを指摘する。桜内は、戦争に対する歴史評価より、国際的に侵略戦争だったという批判を受けている現状を認識することが重要であると強調した。さらに、「鈴木首相の訪中前に何としてもかかる事態は解消しなければならぬ」と述べ、各省が責任ある行動をとるべきであると主張した。桜内が「外相所見」を発表したのは三日後の八月一二日である。外相所見では日韓、日中の友好精神を堅持していく必要があるとした上で、「学校教育または教科書検定制度の運営においてそのような認識が反映されていなかったとするなら、非常に遺憾であり、速やかにこれを改める必要がある」（『朝日新聞』一九八二年八月一三日付）と述べた。間接的でありながらも修正の可能性を示したのである。ところが、各省の責任を果たすための外相所見は、文部省から大変な反発を買うようになる。突然すぎる「外相所見」の発表について、当時初等中等教育局長だった鈴木勲は次のように述べる。

「大臣がしゃべるらしいけど、何だ」と訊ねました

が、それまでいろいろ連絡をとって来ていた外務省がこたえなくなってきましたね。韓国の光復節の動きを心配した大臣の個人的な見解だという調子で、それから文部省と外務省の間にきしみができましたね。⁽²⁶⁾

文部省に対して修正を促すような中身の外相所見を発表したのは、大きく二つの理由が考えられる。第一に、日本政府の特派派遣で訪中している橋本恕・外務省情報文化局長と大崎仁・文部省学術国際局長を支えようとしたことである。橋本と大崎は、八月八日に現地入りし中国側と接触していたが、日中の意見は平行線をたどるまま訪中の成果を出せずにいた。第二に、八月三日に韓国政府から渡された抗議文に対する回答を何回も督促されたことである。⁽²⁷⁾ さらに、韓国側は特派派遣を拒否したのでそれに代わる代案を提示しなければならなかった。つまり、韓中両国に対してなんらかのアクションが必要だったのである。韓国では光復節を前後に過去の記憶が増幅する。ここで対応を誤れば、沸騰した韓国世論にさらなる刺激を与える結果になることを外務省も認識していたのである。⁽²⁸⁾

また、日中国交正常化一〇周年を迎えた両国首脳の相互訪問、教科書問題をめぐる国際情勢なども理由として挙げられる。小川文相の訪中拒否や二回に及ぶ中国政府の正式抗議、中国国内における反日運動といった背景から、鈴木首相の訪中拒否を恐れていた外務省は、よい環境の中で訪中できる対策として教科書問題の早期解決を望んでいたのである。外相所見は、文部省と外務省の立場が食い違い、政府の意見が一つにまとまらない状況の下で、外交問題の悪化を防ごうとした外務省としての苦渋の選択であつたといえるだろう。

外相所見は外務大臣の見解であり、日本政府の統一見解ではないという批判も一部では存在したが、日本政府は外務省の立場と文部省の立場、この二つの要素を折衷する道を選択する。八月一日、宮沢官房長官は外務省幹部と今後の対処方向について協議を行い、政府の統一見解は桜内の外相所見を基本にすること、文部省は政府の統一見解に沿って記述変更の具体的方案を総合すること、そして、韓国に対しては外交ルートおよび日韓議連を通して日本政府の措置を説明することが基本的なアウトラインとして立てられた。日本政府が統一見解を作成

しようとする動きを見せたのはこの時期からである。

文部省と外務省の拮抗が続く中、政府統一見解の発表を迫られた日本政府は、八月二六日に日本政府の統一見解、『歴史教科書』に関する宮沢内閣官房長官談話⁽²⁹⁾を発表する。宮沢談話では、日韓コミュニケーションおよび日中共同声明の精神が確認され、教科書に関しては、「アジアの近隣諸国との友好、親善を進める上でこれらの批判に十分に耳を傾け、政府の責任において是正することと、検定基準を改めることが約束された。同日、小川も「文相所見」を表明した。その内容は次のとおりである。第一に、速やかに検定調査審議会に諮問して、検定基準の改正をはかる。第二に、新検定基準を一九八二年度の改訂検定(中学校)に適用し、韓・中国の批判に応えるようにする。第三に、高校用教科書(歴史)の改訂検定は三年後になるので、一年繰り上げ一九八三年度に実施する。第四に、一九八四年度の使用教科書については、『文部広報』で趣旨を徹底させ、指導上過ちがないようにする。翌日、韓国政府は宮沢談話について、「是正の公約は、その間の我が政府の度重なる是正要求と国民世論とが受け入れられた結果と見る」と述べ、同意を表明した。一

方、中国は、二八日、宮沢談話には明確かつ具体的な是正措置がないため同意できないとの旨を伝え、果断な措置を講じ、誤りを速やかに是正することを再度要求した。さらに、三一日には韓国も是正公約の即時実行を求めた。宮沢談話および文相所見によつて、事態が収束すると思つていた日本政府は困惑し、政府見解の枠内で再説明を行うことを決定する。その後、日本政府は韓中で交渉を続け、九月九日、韓中両国は外務省の「再説明を評価する」との見解を表明し、教科書問題は外交上では一段落することとなった。その後、小川文相は教科用図書検定審議会に「歴史教科書の記述に関する検定の在り方について」諮問し、その結果、十一月二四日、検定基準の一部が改定され、いわゆる「近隣諸国条項」が追加された。

(3) 文部省における近隣諸国条項の位置付け

近隣諸国条項は、小川文相の『歴史教科書』についての文部大臣談話⁽³⁰⁾という形で発表された。同談話の内容は、八月二六日の「文相所見」とほぼ同じであるが、注目すべき一文が加えられている。それは、「昭和五六年

に検定を終えた高等学校の歴史教科書については、正誤訂正の手続きによつて修正するものではありません」との件である。八二年の教科書問題に対して、「検定は間違つていない」とするこれまでの文部省の主張が、文部大臣談話の一部として明文化されると同時に、韓中両国の修正要求を事実上拒否したことになったのである。さらに、一〇月三〇日に歴史教科書執筆者懇談会が正誤訂正を要請したことを照らし合わせると、小川談話の狙いは、韓中から国内にシフトしていたことがわかる。文部省は、九月中旬から続いていた執筆者側からの正誤訂正の要請に対し、正誤訂正には応じないという態度を明確に示したのである。

近隣諸国条項が適用された八二、八三年度の検定では、このような文部省の姿勢を確認することができる。八二年の教科書問題について、「文部省の検定が、日本の中国侵略や朝鮮に対する植民地支配に関して、『侵略』を『進出』と改めさせたり、独立運動を『暴動』と書き直させたりしたことから、一九八二年、国際的抗議がおこされた」と記した原稿本の注に対して、文部省は、「教科書問題は貿易摩擦とならばほどの重要問題ではないし、評価

も定まっていなかったので削除せよ。また注は事実ではない」
との修正意見を付したのである。⁽³¹⁾ 韓国の文教部が教科
書問題を「自決の覚悟」で臨んでいたのに対して、さほ
どの「重要問題ではない」とする文部省の検定意見は、
文部省における近隣諸国条項の位置付けを物語っている。
すなわち、「政府の責任においては是正する」という約束に
対しては、「近隣諸国条項」という響きのいい検定基準を
追加することで韓中の是正要求を回避し、実際には教科
書問題に対する従来の姿勢を堅持したのである。

3 韓中両国政府の対日行動

以上、日・韓・中の対応を中心に、教科書問題の経緯
を概観してきた。一九八二年の教科書問題が外交問題に
発展してから收拾されるまでのプロセスを見ると、韓国
政府と中国政府的対応には相当のギャップがあることが
分かる。

教科書検定に関する最初の報道を比較してみると、中
国側が六月二五日、韓国側は六月二七日で、時期的には
あまりずれていない上、見出しもほぼ変わらない。前述

したように、七月二三日の松野発言以後韓中の報道が激
化するまでの検定報道は、単に一過性のものに近かった。
韓中が同じ時期に教科書問題に関する情報を得ていたな
らば、しかも、程度の差こそあれ、両国とも植民地ない
し占領地の経験、日本による武力侵略への記憶を共有し
ていたならば、その反応や対応の仕方も類似した方向に
進むというのが一般的な捉え方であると考えられる。確
かに、韓中の世論は沸騰したが、両国政府の対応は、必
ずしもその世論と一致した方向には進まなかった。

では、正式抗議の時期および世論の統制という二つの
事項を中心に、日韓間、日中間の政治行動を見てみよう。

(1) 中国

中国に関しては、趙紫陽首相の日本訪問時の日中関係
からすると、中国の教科書問題に関する対日批判は不可
解な面が多い。⁽³²⁾ 趙首相は、国交正常化一〇周年を記念
して行われた日中首相の相互訪問によって、五月三十一
日から六月五日まで日本に滞在していた。鈴木首相とは二
度も会談を重ね、日中関係の三原則、つまり、平和友好、

平等互惠、長期安定を表明したばかりで、日中経済協力の話も進行中であつた。

教科書問題に対する中国の公式抗議は、国交正常化一〇周年という極めて友好的なムードと、九一四億円の円借款供与を要請していた状況の中で行われたこととなる。さらに、国営である新華社通信と『人民日報』は、初めての報道から三週間近く沈黙を維持し、松野発言以降は大々的なプレス・キャンペーンを展開するのである。日本の侵略、残虐行為に関する報道は、写真、映画、回顧録、政治漫画が、劇的な言葉遣いの説明と、見出し、論評とともに日本軍国主義の復活の危険を特に警告した。そして、こうしたプレス・キャンペーンは、日本が論点となつた表現を変更することを約束した時点で急速に終了した⁽³³⁾。

この件について、中華人民共和国官僚とインタビュウを行ったアレン・S・ホワイティングによれば、政府高官は、当時中国の全メディアに共通する日本報道の扱い方は、公式には「これは自発的に起きたことで、われわれは人民の怒りを全てコントロールすることはできない」としながらも、それが上からの指令であることを示唆し

たという。一九八一年一月二九日に公布された中国共産党中央委員会の「当面の新聞、報道、放送宣伝方針についての決定」⁽³⁴⁾に鑑みると、プレス・キャンペーンを通じた対日批判は、中国政府の方針に従つて意図的に行われていたといふことができる。ちなみに、第二次教科書問題が起きた一九八六年には、編集者たちに大々的な報道を禁止する非公式の通達が出され、この件に対するマスコミのキャンペーンは行われなかつた⁽³⁵⁾。

外交問題が一段落したことによって、鈴木首相の訪中は無事に行われた。当時の日本の報道は、中国が教科書問題に対しどのような態度をとるかということに関心を集中させていたが、実際、中国側の発表をみるかぎり、教科書問題に関連する発言は、極めて抑制がきいていた⁽³⁶⁾。むしろ、中国側の発言は、中国がいかに日中関係を重視しているかを示そうとするものであつたといふ⁽³⁷⁾。

一九八二年の教科書問題は、中国国内に対し現政権が「独立自主の対外政策」を実行していることを実証する機会であり、青少年への歴史教育と共産党への支持調達のための機会であつた⁽³⁸⁾。また、一九八二年のプレス・キャンペーンは、マスメディアが、歴史的な紛争に注意

を集中させることによって、将来の日本のありうべき行動に関して現代の中国青年にいかにも刺激を与えることができるかを示す役割を果たしたのである。⁽³⁹⁾

(2) 韓国

韓国政府は、教科書問題に対する最初の対応において、あえて「正式抗議」ではない「関心表明」を選択した。言うまでもないが、韓国政府が教科書問題に気づいていなかったわけではない。李振義・文化公報部長官は、教科書検定に関する情報を初めて入手したのが六月二十四日であることを明言している。⁽⁴⁰⁾ また、七月二日には、韓国観是正事業推進協議会⁽⁴¹⁾が文教部宛に、教科書問題に対する協調を要請する公文を送っていた。⁽⁴²⁾ 要するに、韓国国内においては、かなり早い時期から検定教科書についての対策協議を重ねておきながら、日本政府に対しては外交的手段を講じることはなかったのである。

実は、韓国政府が早くからこの件に気づいていながらも政治的な行動を起こさなかったのは、一九八一年から長引いていた日韓経済協力という懸案が存在したため

ある。七月上旬（七月三日〜七日）には、韓国の李範錫・外務部長官が非公式に来日しており、経済協力の再交渉について、現職閣僚および元首相らと会合を進めていた。しかし、日韓経済協力を念頭に置き、公式な抗議を避けようとしていた韓国政府も、七月二六日の中国政府の正式抗議および沸騰した世論に押されるような形で公式に抗議を行ったのである。換言すれば、韓国政府は大衆的支持を確保すべく、八月三日頃から日本に対して強硬姿勢をとり始めたといえることができる。⁽⁴³⁾

韓国側は、八月三日以後強硬姿勢を維持し、日本側の特使派遣の提案を拒み、八月一日を前後しては何度も具体策の提示を催促した。ところが、それは、第三七回の光復節を迎えた韓国の反日感情を増幅させずに、なるべく早く教科書問題を解決しようとする思惑があったためであった。宮沢談話への対応は、こうした韓国政府の態度を露わにする。八月二七日、韓国政府は、宮沢談話が発表され二四時間も経たないうちにこれを受け入れた。韓国政府としては、早期に事態を解決し、政権に向けられかねない批判を避けながら、日本政府からの経済協力資金を受ける必要があった。⁽⁴⁴⁾ 一時は「国交断絶」も辞

さないという世論に建前上は便乗しつつも、本音としては日韓経済協力の難航に相当な焦りを覚えていたのである。

日韓経済協力を通じて得られる資金は、第五次五カ年経済計画、八六年のアジア大会、八八年のソウルオリンピックに使われる予定になっていた⁽⁴⁵⁾。一九八〇年代初頭の韓国経済は、一部産業における投資の不均衡、農業生産の凶作、政治的な混乱、国際経済の不況などで成長が顕著に鈍化していた。日本との経済協力は韓国政府にとっては絶対的であったのである。ただし、経済協力問題の早期解決は韓国政府だけの要望ではなかった。一九六〇年代後半から米国から対韓援助の要請を受けていた日本も、この時期に重化学工業化の本格的段階を迎えて、労働力と市場確保の問題が持ち上がっていたのである⁽⁴⁶⁾。また、一九八〇年代前半には米国が「日本安保ただ乗り」論を打ち出し、北東アジアの安全保障における韓国の戦略的重要性を強調していただけに、韓国の「安保経済協力」要求を切り返すことは容易ではなかった⁽⁴⁷⁾。

宮沢談話の受諾で外交問題を解決した韓国政府には、もう一つの課題があった。それは、教科書問題で沸騰し

た世論を鎮静化することである。若宮啓文は当時の状況を次のように振り返る。

私はこのときソウル留学中で、厳しい対日世論の渦の中にいた。「歴史歪曲」という言葉が流行語のようになり、テレビのニュースはもちろん娯楽番組ですら連日のように「歪曲」がネタにされた。「日本人お断り」の食堂やタクシーも登場。いささか感情的に過ぎる反応ではあったが、底流にある「反日」のエネルギーの大きさを肌で実感した⁽⁴⁸⁾。

一般に、韓国における日本関連の報道は、三一節や光復節の特集として、いわゆる「年中行事」的にいくつかの企画が紙面を飾り、植民地時代の報道も、自主独立精神の重要性を強調する背景として登場するにすぎない⁽⁴⁹⁾。しかし、教科書問題と光復節が重なったことにより、七月から九月までのマスコミは、植民地時代の証言と虐殺、蛮行を告発する内容で溢れかえていた。韓国政府は、沸騰し始めた韓国内の強い不満を払拭しなければならなかった。そこで持ち上がったのが独立記念館の設立であ

る。当時、国家安全企画部長であった盧信永（ノ・シンヨン）は、その実情を語っている。

私は、この事件によって国民の反日デモが長期化し、中断された経済協力交渉が長らく放置されたり、韓日関係にひびが入ったりしてはいけなかった。よって、私は、歪曲された歴史教科書の是正作業は文教部および外交部で実務的に処理し、激昂した国民の反日感情は克日運動として昇華させて解決するように国民募金による独立記念館建設を構想するようになった。⁽⁵⁰⁾

盧信永は、一九八一年の日韓経済協力を担当していた元外務長官であり、経済協力に対する日本側の最終案⁽⁵¹⁾を拒否し、その妥結を遅延させた張本人でもあった。盧は、経済協力の再開を最優先事項とし、世論を刺激することなく「反日」に代わる「克日」を提起することによって事態を開きようとした。こうして独立記念館の設立案は議会にかけられ、マスコミの協力を通し、「国民募金」という形で韓国社会に登場する。独立記念館設立推進委が解散する一九八六年五月末までの募金総額は、約

六〇〇億ウォン（うち利子が約一八八億ウォン）に上り、当初の目標だった五〇〇億ウォンを大きく上回った。⁽⁵²⁾

「国民募金」という形は、独立記念館の設立が上から仕組まれた一種の転嫁行動であったにもかかわらず、それを教科書問題に対する草の根運動として理解させる役割を果たし、韓国人に「克日」を実践するという認識を共有させた。日本政府を刺激することなく、韓国世論の反日感情を処理しようとした政府の試みは一先ず成功したということができるだろう。

4 誤報キャンペーン

宮沢談話の発表以後、収束に向かいつつあった教科書問題は、九月前後の誤報キャンペーンによって再燃する。誤報問題は『世界日報』『サンケイ新聞』『正論』『諸君！』『文芸春秋』『週刊文春』などの新聞雑誌で取り上げられたが、特に『サンケイ新聞』『諸君！』『週刊文春』によって大々的なキャンペーンが行われた。誤報キャンペーンは、教科書問題が一段落した後から翌年の四月頃まで続くこととなる。代表的な論客としては渡部昇一を挙げ

ることができるだろう。最も多い記事を掲載したのは『諸君！』であり、「万犬虚に吠えた教科書問題」（一九八二年一〇月号）「教科書問題・大新聞の犯罪」（一九八二年一〇月号）「教科書問題の“元凶”に糾す」（一九八二年一二月号）等の連載を組み、大新聞、特に『朝日新聞』を攻撃した。吉見俊哉は、『諸君』が一九八〇年を境にきわめて露骨な攻撃性を示すようになり、教科書問題に関しては最右翼の論調を担っていくと指摘する⁽⁵³⁾。

そもそも誤報というのは、六月二六日付の『朝日新聞』が「こう変わった高校教科書」という表題で、「日本軍が華北を侵略すると」が「日本軍が華北に進出すると」に、「中国への全面侵略」が「中国への全面侵攻」になったと報じたが、検定前から「進出」「侵攻」であったということである⁽⁵⁴⁾。この事実、七月二九日、参院文教委員会での質疑応答によって明らかになった。中国関連の記述に改善意見を付け「侵略」を「進出」に統一したかという柏原ヤス（公明党）の質問に対し、鈴木勲・初等中等教育局長が「御指摘の記述につきましては現在のごとく見当たらない（以下、傍点筆者）のでございます」と答弁したのである。

政府側の証言を得た保守系論陣は、八月下旬から誤報キャンペーンを開始した。キャンペーンの要旨は後述することにし、まず、新聞各紙が誤報キャンペーンの攻撃にどのような反応を見せたかを確認しよう。

最初に誤報の謝罪記事を掲載したのは『サンケイ新聞』である。同紙は、九月七日、「読者に深くおわびします」との見出しで誤報の経過を説明した。検定に関する記者クラブ内での報告ミスや取材不足等を認め、「最初の報道で誤報したことにより、教科書問題が外交問題にまで発展したこの責任はまぬかれない」と述べている。一方、『毎日新聞』は、九月一〇日、「デスクの目」という欄で、「当初は、これほど問題に発展すると予測できず、若干、資料、調査不足により読者に誤った解釈を与える恐れがある部分もあった」と釈明し、「二連の報道姿勢には確信を持っている」としている。また、『朝日新聞』は、九月一九日、「読者と朝日新聞」で、「一部にせよ、誤りをおかしたことにについては、読者におわびしなければなりません」と謝罪したが、教科書問題が外交問題に発展したのは、誤報のためではなく、文部省の検定姿勢や検定全体の流れに問題があることを指摘した。

『毎日新聞』および『朝日新聞』における誤報の扱い方は、誤報に対する謝罪というよりは、一部の誤り、つまり、六月二六日付の関連記事における誤りを認め、問題の本質は誤報ではないことを主張する。一方、全面的に誤報を認めた『サンケイ新聞』は、誤報こそが外交問題化の原因であるとし、『朝日新聞』『毎日新聞』とは正反對の立場に立つ。こうして同紙は九月七日付の謝罪記事に掲載してから誤報キャンペーンの一翼を担うようになる。

では、ここで誤報キャンペーンの要旨を整理してみよう。

第一は、教科書問題は新聞の誤報から始まった、ということである。

中国の正式抗議は「嘘」を土台に行われたものであり、抗議を行う前に事実関係の確認を日本政府に求めるべきだった。そうすれば、外交問題に発展することはなかったというのである。一方、事実関係について照会を行い、誤報との関係もない韓国に対しては、「講和後も敗戦国は外国によって自国の教育内容の指示を受けなければならぬか」⁽⁵⁵⁾という強弁が準備されていた。誤報キャンペーン

の論理に従えば、韓中の正式抗議は、軽率かつ無謀で感情的な政治行動だったということになる。

しかし、韓中の正式抗議は、新聞報道に基づくものではない。その上、抗議自体も「侵略」「進出」といった字句の問題に限定していない。保守系論陣の主張通り、新聞の誤報から教科書問題が始まったとするならば、正式抗議はもっと早い時期に行われているべきである。また、韓中政府が日本政府に求めたのは、侵略戦争という歴史認識の共有、日韓、日中友好精神の確認であり、是正要求はその具体策にすぎない。

第二は、「侵略」を「進出」に書き直した教科書は一例もない、という主張である。八一年度検定における書き換えの実例は、誤報キャンペーンが始まった時期においても、新聞各紙における執筆者の証言および『教科書レポート』、さらに文教委での答弁を通して証明されたことであつた。鈴木勲の答弁も、あくまで中国部分の記述に限定した発言である。にもかかわらず、同キャンペーンではその答弁の一部を拡大し、検定全体を糊塗していることを看過してはならない。さらに、『サンケイ新聞』は、『侵略』を『進出』にといった改善意見はすでに二

十年以上も前から出されていたものである。それをいま『軍国主義化の表れ』と非難するのは、マトはずれ」（一九八二年九月八日付）とし、「書き換えはなかった」とする自らの主張に対する矛盾を露呈した。

保守系の言説は、教科書検定の外交問題化の原因を誤報に一本化し、教科書問題そのものを矮小化しようとしている。前述した通り、検定に関する新聞各紙の報道は多岐にわたっており、何より「侵略」「進出」一色ではない。教科書検定が外交問題に発展したことによって検定関連の報道が本格化した八月には、沖縄およびアイヌ記述の記事も数多く掲載されるようになり、一度外交問題化した教科書問題が日本国内に跳ね返ってくることとなる。報道における教科書問題の拡大、家永三郎の教科書裁判の進行状況、執筆者側の正誤訂正申請の動きなどを視野に入れると、保守系論陣の思惑は一層明瞭になる。

石山久男は、鈴木答弁の直後に誤報キャンペーンの準備が始まったことに注目し、提供元の断定には慎重な姿勢を見せながらも、渡部昇一や『世界日報』側に白表紙本が手渡された可能性を示唆している。⁽⁵⁶⁾二〇〇一年五月二三日の衆院文部科学委員会の議論で、そのような連

携をほのめかす発言が引き出されたことは興味深い。少々長いが、以下にその質疑応答を引用しておきたい。

中西績介 官房長官談話で、政府の責任では正すること

ことで今後に期待して、事態は一段落しました。ところが、その後九月に入りまして新聞等の報道に、侵略を進出に書きかえられたことが誤報であり、この騒ぎの根源だとして、『文春』だとか『諸君！』だとかあるいは産経の九月七日の、読者に深くおわびをするという訂正、謝罪記事が掲載されました。それ以後、誤報キャンペーンが大変激しく行われました。そして、結局は、もともと侵略を進出と書きかえなどは全くなかったということを強調して、そういういろいろ批判をされている部分について、「文部省が―筆者注―これを擁護するという立場に立ったわけであります……大キャンペーンをやっていることと実際にあること、文部省が認めたこと、それとの違いというのはちゃんとあるということの確認をしたいと思うのです。

矢野重典 御指摘のキャンペーンの件でございますが、これは中西先生御案内のように、この五十七年の

事件は、前年度に行われた、つまり昭和五十六年に行われた教科書の検定で、中国への侵略を進出に書き改めさせた、そういう趣旨の報道があつて、その報道に端を発して、中国あるいは韓国からの批判があつてこういう一連の動きになつたわけですが、その後、取材によりまして、五十六年度の検定には、中国への侵略を進出に書き改めたという事例はなかつた、このことははっきりしているわけでございます。ただ、そのことについてのキャンペーンがなされたわけではございません。

一九八二年当時、文部省が誤報キャンペーンを支持したのではないかと迫る中西績介（日本社会党）に対し、矢野重典・文部科学省初等中等教育局長は、そのような事実を否定しなかつた。さらに、矢野は「その後の取材」によつて、書き換えの事例はなかつたことが明らかになつたという。『朝日新聞』および『毎日新聞』は誤報を認めていないため、誤報に対する「その後の取材」というのは、言うまでもなく『世界日報』や『サンケイ新聞』を指しており、渡部昇一の言説の根拠となつた意味不明

な「われわれの調査」⁽⁵⁷⁾とも繋がることとなる。大々的な誤報キャンペーンは、結局のところ、保守系論陣が文部省に代わり、誤報攻撃に終始することによつて韓中の抗議を退け、文部省の検定を擁護しようとするものだったのである。

むすびにかえて

二〇〇五年三月一日、衆院文部科学委員会で、近隣諸国条項に関する論戦が繰り広げられた。周知の通り、近隣諸国条項は、宮沢談話によつて検定基準に追加された「近隣のアジア諸国との間の近現代の歴史的事象の扱いに国際理解と国際協調の見地から必要な配慮がなされていること」という項目である。同委員会では、下村博文・文部大臣政務官が三月六日の教育基本法改正促進委員会の演説で、近隣諸国条項を非難したことについての問答が行われた。下村は、石井郁子（共産党）からの事実確認に対して、「従軍慰安婦それから強制連行、こういう言葉が歴史教科書の中で少なくなつてきたのは良かったと思つているということを申し上げました」と答弁す

る。さらに、近隣諸国条項に対する認識について問われると、「近隣諸国条項そのものの内容はもっともな内容でございまして、それ自体否定することでは全くございません」と述べ、近隣諸国条項の意義を認めた。文部大臣政務官として自ら検定制度を否定するような発言はできないが、それによって教科書上に登場するようになった記述には同意できないということであろう。

近隣諸国条項に疑問を呈する声が上がるようになるのは、一九九〇年代半ば以降においてである。そこには、保守勢力を刺激したいいくつかの事件がある。

第一に、一九九五年度検定の中学校用の社会科教科書に、「従軍慰安婦」に関する記述が一斉に登場した。この検定結果は、一九九六年六月二七日に公表された。当時、保守勢力の間では、同年二月の国連人権委員会の報告（クマラスワミ報告）で、第二次大戦中の旧日本軍の行為を「人道に対する罪」と断定し、元従軍慰安婦への国家としての補償と加害者の処罰を勧告したことにより、かなり陰湿な空気が漂っていた。奥野誠亮は「従軍慰安婦」は存在しなかったと妄言を吐き、橋本龍太郎は総理として靖国神社を参拝した。また、こうした動きと歩調を合

わせるかのように、「自由主義史観研究会」は全国規模で教科書批判を展開し、「日本教師会」は中学校教科書の「従軍慰安婦」記述の削除を求める決議文を文部省に提出するのである。

第二に、一九九八年一月二六日に近隣諸国条項を非難したとして、文部省の社会科主任教科書調査官である福地惇が更迭処分を受けた。歴史教科書の関係で政府から更迭処分を受けたのは、一九八六年の藤尾正行（当時の文部大臣）以来だった。

第三に、二〇〇四年度の大学入試センター試験に、朝鮮の「強制連行」に関する問題が出題された。それは、世界史B・第一問・問五の「日本統治下の朝鮮」について述べた文として正しいものを一つ選ぶ問題だった。選択肢は次の通りである。①朝鮮総督府が置かれ、初代総督として伊藤博文が就任した、②朝鮮は、日本が明治維新以降初めて獲得した海外領土であった、③日本による併合と同時に、創氏改名が実施された、④第二次世界大戦中、日本への強制連行が行われた。正解は強制連行であるが、「新しい歴史教科書をつくる会」はセンター試験が偏向しているとし批判キャンペーンを張った。「つくる

会」は一九九七年に創設された団体であるが、会員の一部は一九九五年に結成された「自由主義史観研究会」の会員と重複する。この「つくる会」の教科書の検定合格をめぐって二〇〇一年の第三次教科書問題が起こった。

保守勢力は、殊に「従軍慰安婦」「南京虐殺」「強制連行」の三つの事項にヒステリックな拒否反応を示し、これらが問題になる度に近隣諸国条項の改定、または撤廃を求めるのである。

同条項の撤廃を求める保守系論陣は、「近隣諸国条項によつて、日清・日露戦争まで『侵略』戦争と教科書に書かれ、南京事件についても中国側発表の『三十万』という誇張した数字に検定意見がつけられないまま独り歩きするなどの状況が続いている」⁽⁵⁸⁾とした上で、「この『近隣諸国条項』はあくまでも『中国の侵略という言葉が進出という言葉に文部省の修正意見で強制的に訂正させられた』という誤報に基づいて官房長官談話が出て作られたものですので、明らかに不当なものであります。従つて、それを撤廃するというのが本来の筋」⁽⁵⁹⁾であると主張する。また、「近隣諸国条項の制定によつて、教科書執筆者たちは中韓の歴史認識を一斉に書き込みはじめ、文

部省はそうした記述に検定意見を付けなくなる」⁽⁶⁰⁾と述べる。彼らは、歴史学における研究成果と歴史学関係者の努力を、徹底的かつ意図的に無視しており、その一方でもはや執筆者は、アルバイトで適当なことを書く「妙な奴」や「おかしな連中」⁽⁶¹⁾でもない単なる代筆屋に転落したと主張する。

以上の主張は、検定基準の改定における韓中の外圧を強調し、近隣諸国条項の不当性を説いている。検定基準の是正を約束した宮沢談話自体が誤報に基づくものであるため、まず宮沢談話を見直すべきだというのである。

誤報に関しては前述した通りであるが、ここでは、政府内における誤報の位置付けを確認してみよう。

八一年度の検定において書き換えはなかったとする七月二九日の鈴木答弁の旨は、その後も度々文教委で言及されており、政府内では周知されていたはずである。少なくとも、韓中への説明に奔走した外務、文部両省においてはなおさらだ。文部省側に「中国へ『侵略』『進出』」以外の事項に対する誤報の根拠があったならば、その経緯を説明し、韓中に正式抗議の取り下げを求めるのが当然である。ところが、韓中政府に対し、文部、外務両省

が誤報に関する釈明を行ったとする資料は見当たらない。大新聞の報道における誤りは一ヶ所であり、検定意見で「侵略」記述を抑制してきた事実が現に存在する。それを外務、文部両省も認識していたため、誤報の弁解で韓中を説得するという選択肢はあり得ないと考えられる。

しかも、外務省側は「文部省が一〇年以上にわたり『侵略』を『進出』等に変えるよう検定に際して改善意見を付してきたことも事実であることにかんがみれば、誤報云々は問題の本質とは関係ないもの」⁽⁶²⁾であるとし、誤報と教科書問題との因果関係を完全に否定している。

次は、近隣諸国条項の根拠となった宮沢談話の内容について考えてみよう。同談話の趣旨は、「政府の責任において是正する」の一文に集約されている。政府の統一見解である宮沢談話の中に「是正」が明文化されたことは、「我が国教科書の記述」に改めるべき誤りがあることを政府が認めたこととなり、自民党右派からは少なからぬ反発を受けた。

当時の外務省情報文化局長・橋本恕とインタビューを行った服部龍二は、宮沢談話が最初から最後まで橋本によって作成され、宮沢、鈴木、桜内は橋本の原案をその

まま認め、特段の指示は下さなかったという⁽⁶³⁾。橋本が原案を書いた日付は明記されていないため断言することはできないが、原案がそのまま宮沢談話になったとすれば、おそらく八月二五日の最終案を意味している可能性が高いと考えられる。

政府の統一見解に関する最後の話し合いが行われたのは、宮沢が会議を招集した二一日の夜である。鈴木勲の証言によると⁽⁶⁴⁾、このときの政府案は、「善処」ないしは「改善」だった。翌日、三塚博と森喜朗⁽⁶⁵⁾はこの政府案をもつて韓国を訪問する。韓国側は八月五日の特使派遣を拒否していたため、日本政府は親韓派というカードを出して説得を試みたのである。しかし、二五日に帰国した三塚と森は、「善処」では同意できないという韓国側の意向を伝え、それが二六日には「是正」に変更されていた。橋本のいう原案は、二一日のアウトラインに、二五日の三塚と森の報告をまとめ、より強い語感を有する言葉を盛り込んだものになったのだろう。また、それに対して特段の指示がなかったのは、「過去には日本に対して恨みがあるのだから、常にこちら側から手をさしのべるべきだ」⁽⁶⁶⁾とする宮沢の対韓認識も作用していたかもし

れない。いずれにしても、宮沢談話がほぼ外務省側の意向に沿って作成されたことは間違いないだろう。

最後に、検定基準の改定について述べておきたい。

宮沢談話の概要は外務省側によって決定したが、教科書問題に対する具体的「是正」措置は、文部省に委ねられた。そこで、文部省は「今後の教科書検定に際しては、教科用図書検定調査審議会の議を経て検定基準を改めることを選択する。ところが、歪曲部分に対する修正を要求した韓中政府は、ただ検定基準を改めるという曖昧な結論に納得するはずもなく、文部省は再度韓中に対して追加説明を行うこととなる。

追加説明では、「どのような答申が出されるかについては、政府が予め予測することは審議会の建前上できないが、審議会を構成するメンバー全員に官房長官談話の趣旨を十分説明する予定である」⁽⁶⁷⁾ 旨を韓中政府に伝え、検定基準の改定を確約した。また、文相談話の発表が一月末頃になることと、これが極めて具体的かつ本格的な措置であることも強調された。要するに、この件を審議会に諮問する前から、すでに詳細が決まっていたのである。

しかし、ここで注目すべきは、韓中両政府が検定制度の改定を求めているなかったことである。中国は、八月一二日、日本から派遣された橋本、大崎特使との話し合いで、「検定制度は日本政府の問題、干渉するつもりはない」⁽⁶⁸⁾ 旨を伝えた。また、韓国も「我々は日本政府の教科書検定制度自体には異論を提起しません」⁽⁶⁹⁾ とした。つまり、韓中両国において、検定制度は日本の内政問題であるという認識が共通していた。修正要求は歪曲部分に限定しており、検定制度そのものは是正を意味するものではなかったのである。なお、こうした要求は、最初に抗議を行ったときから一貫している。

文部省がもっと早い段階で、歪曲部分に対する修正要求を受け入れていたならば、近隣諸国条項を追加することにはならなかった。しかし、文部省には韓中の修正要求に対して「正誤訂正」という措置を講じられない大きな理由があった。東京教育大の家永三郎が提起した教科書訴訟が進行中であり、中国などの抗議をいれて教科書を書き改めたら、この訴訟で行ってきた検定の正当性の主張が崩壊する恐れがあったのである。⁽⁷⁰⁾ 鈴木勲もこうした状況について、「家永訴訟があつて、きちんと規準、

法令に基づいてやってるんだということをいわないと裁判にも負けてしまいますよね」⁽⁷¹⁾と、文部省が苦境に立たされていたことを強調した。

一九八二年の教科書問題は、日韓間、日中間における歴史認識の相違を露呈した。日本政府は、自ら検定基準の改定を提案し、近隣諸国条項を制定する。しかし、このような政治的解決は、第二、第三の教科書問題が生じる可能性を孕むと同時に、議論が成熟する間もなく問題の一部始終が収束するという前例をつくってしまう。今後、教科書問題の政治性、日韓教科書の歴史記述、東アジアに共通する一国史の位置付けなど、残された課題について有意義な考察を行っていきたい。また、教科書問題における日韓中の歴史認識に関しては、稿を改めて論じることとする。

【注】

(1) 以下、注記しない限り基礎的な事実経過は、『朝日新聞』および『毎日新聞』による。ただし、重要だと考えられる場合には紙名・日付を注記する。

(2) 内政干渉については、松野、小川以外にも中川一郎・科学技術庁長官、箕輪登・郵政大臣の発言が問題となった（『朝日新聞』一九八二年七月二七日付参照）。後日、小川は「内政干渉」発言を否定し、会談相手である横枝を「ウソつき」「許せない」といったが、閣議で「感情的な発言」を反省すると陳謝した（『朝日新聞』一九八二年七月二四日付参照）。

(3) 中国政府の第一回正式抗議に関しては、情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-641(2)、〈教科書検定問題—中国側第二回申し入れ〉（中国課、一九八二年八月六日）および「第九六回国会衆議院文教委員会会議録」第一七号（一九八二年七月三〇日）における長谷川和年・外務大臣官房外務参事官の答弁等を参照したが、字句の引用においては、主に外務省開示文書を優先した。ちなみに、同開示文書には、「秘 無期限」という捺印の上に「秘密指定解除 情報公開室」の判が押されている。

(4) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-641(2)、〈教科書検定問題—中国側第一回申し入れ〉（中国課、一九八二年八月六日）九〇一〇頁。報道では明らかになっていないが、外務省の開示文書によると、中国の正式抗議には「このような愉快でない

(中文・不愉快) ことをおこすべきではない」との文言が入っている。外務省の判断によって、刺激的な部分はマスコミには公表されなかった可能性があると考えられる。

- (6) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、一一頁。

- (7) 盧載源・外務部次官の現況報告によれば、七月二七日、外務省の関係者は、松野発言の趣旨はあくまでも自民党と革新勢力間の対立状況下で革新勢力の主張通り教科書を是正する場合、左翼勢力に屈服する結果になることに對する反発であったと説明したという。「제113회국회외무위원회회의록」제2호(1982년8월24일), 5. 이하, 한국국회회의록은 일본어 표기로 한다(第113回国会外務委員会會議録」第二号(一九八二年八月二十四日)、五頁。以下、韓国国会會議録は日本語のみの表記とする)。

- (8) 「第一一三回国会外務委員会會議録」第二号(一九八二年八月二十四日)、五頁。

- (9) 「第一一三回国会外務委員会會議録」第二号(一九八二年八月二十四日)、六頁。

- (10) 中国側の修正要求は次の通りである。「最近、日本の新聞は文部省の高中、小学校の歴史教科書に対する検定につき多くの報道を行った。これから見るに検定の過程に

において日本軍国主義が中国を侵略した歴史の事実について改竄が行われた。例えば、華北『侵略』を『進出』と改め、中国に対する全面的『侵略』を中国に対する全面的『進攻』に改め、九・一八事件を日本軍が南滿州鉄道を爆破した(九・一八事件(滿州事変)を「南滿州鉄道爆破事件」と記したこと―筆者注)、と言い、甚しきに至っては、南京大虐殺の原因を、中国軍の激しい抵抗のため大きな損失を受け、激怒した日本軍が多くの中国国民を殺した、ということにしている。このような改竄は明確に歴史的事実の真相を歪曲しており全くもって同意できない」、情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、〈教科書検定問題―中国側第一回申し入れ〉(中国課、一九八二年八月六日)七〜八頁。

- (11) 「第九六回国会衆議院文教委員会會議録」第一二号(一九八二年七月三〇日)、三頁。

- (12) 「第九六回国会衆議院外務委員会會議録」第二三号(一九八二年七月三〇日)、一二頁。

- (13) 「第九六回国会衆議院外務委員会會議録」第二三号(一九八二年七月三〇日)における橋本恕・外務省情報文化局長の答弁を参照。

- (14) 対中については、「第九六回国会衆議院文教委員会會議

録」第一七号（一九八二年七月三〇日）における鈴木勲・文部省初等中等教育局長の答弁を参照。

- (15) 山住正己『教科書問題とは何か』岩波書店、一九八三年、四五頁参照。

- (16) 「第一一三回国会外務委員会会議録」第二号（一九八二年八月二四日）における参考資料「日本の教科書の歴史歪曲問題に対する大韓民国の立場（備忘録）」を参照、八頁。

- (17) 「第一一三回国会文教広報委員会会議録」第二号（一九八二年八月五日）、六八頁。

- (18) 「第一一三回国会文教広報委員会会議録」第二号（一九八二年八月五日）、七四頁。

- (19) 「第一一三回国会外務委員会会議録」第二号（一九八二年八月二四日）、二八頁。ちなみに、この外務委員会は教科書問題を議題にするはじめての委員会である。外務委員会は、与党と野党の意見対立により委員会の招集時期が大幅に遅れていた。また、外務部長官は海外出張で不在。

- (20) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、「教科書検定問題—中国側第二回申し入れ」（中国課、一九八二年八月六日）、一五頁。
- (21) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」

整理番号03-644(2)、「教科書検定問題—中国側第二回申し入れ」（中国課、一九八二年八月六日）、一七頁。

- (22) 「第九六回国会衆議院文教委員会会議録」第一九号（一九八二年八月六日）、七頁。

- (23) 「第九六回国会衆議院文教委員会会議録」第一九号（一九八二年八月六日）、八頁。

- (24) 「第九六回国会衆議院文教委員会会議録」第一九号（一九八二年八月六日）、一三頁。

- (25) 吉田裕『日本人の戦争観』岩波書店、二〇〇五年、一八七頁、若宮啓文『和解とナショナリズム—新版・戦後保守のアジア観』朝日新聞社、二〇〇六年、二〇六〜二〇七頁参照。

- (26) 鈴木勲と石川水穂の対談「失われたもの・守られたもの」『正論』二〇〇二年一月号、二四五頁。

- (27) 「第一一三回国会外務委員会会議録」第二号（一九八二年八月二四日）における盧載源・外務部次官の報告内容を参照、六〜八頁。

- (28) 実際、全斗煥大統領は光復節の記念演説で、「人間の最小限の象徴である名前までも奪われたことを、われわれは、いまでも生々しく記憶している」「強制徴用に引つ張られて酷使された同胞たちが、満州、シベリア、サハリンなどで、いまだに故郷を思いながら望郷の涙を流して

いる」(『朝鮮日報』一九八二年八月一六日付)と述べ、創氏改名と強制連行などの問題を間接的に取り上げた。教科書問題には一切触れなかったものの、大統領の発言としては、これまでにない厳しい日本批判である。外務省筋はこの演説に対し、「全大統領が直接この問題に言及したら、日韓関係の悪化を決定的に印象づけてしまう。そのことを考えれば政府の最高首脳としてはギリギリの強い表現」(『朝日新聞』一九八二年八月一六日付)であると評し、当面、教科書問題に全力を注ぐ方針であることを明らかにした。

(29) 文部省『文部省一一〇年報』第一法規出版、一九八四年、一二〇頁。

(30) 文部省、前掲書、一四一頁。

(31) 『教科書レポート』⁸⁴一九八四年、二五頁参照。

(32) 田中明彦『日中関係一九四五―一九九〇』東京大学出版会、一九九一年、一二五頁。

(33) プレス・キャンペーンについては、アレン・S・ホワイティング／岡部達味訳『中国人の日本観』岩波書店、二〇〇〇年、七五―八〇頁参照。

(34) 新聞、報道、ラジオ、テレビは、我々の党が思想政治工作を行う重要な武器であるとし、組織の規律性を強化しなければならず、無条件に中央と政治上の一致を保持

しなければならず、中央の路線、方針、政策と相反する言論を発表することを許さない、などの内容で構成されている。横澤泰夫『中国 報道と言論の自由―新華社高級記者・戴煌に聞く』(中国書店、二〇〇三年)参照。

(35) アレン・S・ホワイティング、前掲書、九〇頁参照。

(36) 田中明彦『対日関係』中国総覧編纂委員会編『中国総覧』霞山会、一九八四年、一五二頁。

(37) 田中明彦『対日関係』、前掲書、一五二頁。

(38) 田中明彦『対日関係』、前掲書、一五一頁。

(39) アレン・S・ホワイティング、前掲書、七四頁。

(40) 「第一一三回国文会文教広報委員会会議録」第二号(一九八二年八五日)、九三頁。

(41) 韓国観は正事業は、世界各国の地理、歴史文獻における韓国関連記述の誤りを改善するための事業である。一九七五年に始められた韓国観は正事業は、一時中止になることもあったが、中央情報部が持続的な調査を要望したため、一九七八年一二月には韓国観は正事業推進協議会が設置されるようになる。主な事業内容は、韓国の新しい統計や資料の提供、北朝鮮の偏向記述に対する修正要求等である。また、一九八一年には教科書の分析と整理に関する業務が韓国教育開発院に委任された。

(42) 「第一一三回国文会文教広報委員会会議録」第二号(一九

八二年八月五日)における金東虎・文化公報部企画管理室長の報告資料を参照、七七頁。

- (43) 신주백「한일 역사교과서 문제의 사적 전개」, 한일관계사연구논집 편찬위원회 편『해방 후 한일간의 상호인식과 역사교과서 편찬의 변화』경인문화사, 2010, 153참조・(辛珠柏「韓日における歴史教科書問題の史的展開」、韓日関係史研究集編纂委員会編『解放後における韓日間の相互認識と歴史教科書編纂の変化』景仁文化社、二〇一〇年、一五二頁参照)

- (44) 辛珠柏、前掲書、一五三頁。

- (45) 以下、日韓経済協力資金の用途については、朴一『韓国NIE S化の苦悩』(同文館、一九九四年)、趙淳／深川博史・藤川昇悟訳『韓国経済発展のダイナミズム』(法政大学出版局、二〇〇五年)を参照。

- (46) 朴一、前掲書、七七頁。

- (47) 金栄鎬『日韓関係と韓国の対日行動』彩流社、二〇〇八年、一四五頁。

- (48) 若宮啓文、前掲書、二〇六頁。

- (49) 朴順愛「韓国マスコミの日本報道」、山本武利編『日韓新時代―韓国人の日本観―』同文館、一九九四年、五八頁。

- (50) 노성호『노성호회고록』고려사적, 2000년, 322~323. (盧

信永『盧信永回顧録』高麗書籍、二〇〇〇年、三二二~三二三頁)

- (51) 経済協力に関する日本側の最終案は、柳谷謙介・外務審議官の訪韓時(一九八二年四月二九日)に提示されたもので、詳細は円借款一五億ドル、輸銀融資二五億ドルの総額四〇億ドルとなっている。総額六〇億ドルの経協を要請していた盧信永は柳谷案を受け入れず、日韓外相会談を拒絶し続けた。

- (52) 募金については, 서울언론인클럽편『기자가 본 일제침략의 증언』서울언론인클럽, 2001년, 72참조 (ソウル言論人クラブ編『記者が見た日帝侵略の証言』ソウル言論人クラブ、二〇〇一年、七二頁参照)。

- (53) 古見俊哉「雑誌メディアとナショナリズムの消費」、小森陽一・高橋哲哉編『ナショナル・ヒストリーを超えて』東京大学出版会、一九九八年、二〇一~二〇二頁参照。

- (54) 佐藤伸雄「二部閣僚の発言、マスコミ論調にみる問題のすりかえ、開きなおりを斬る」、歴史学研究会編『歴史家はなぜ“侵略”にこだわるか』青木書店、一九八二年、七〇頁。

- (55) 渡部昇一「万犬嘘に吠えた教科書問題」『諸君!』一九八二年一〇月号、三一頁。

- (56) 石山久男「誤報キャンペーンの背景と一五年戦争認識」

『歴史評論』一九八三年二月号、五四頁参照。

(57) 渡部は、大新聞が誤報を訂正しないことを取り上げ、「われわれの調査に何か盲点があったのだろうか」と自問している。渡部昇一「教科書問題・大新聞の犯罪」『諸君！』一九八二年十一月号、二七頁。

(58) 高橋史朗「『誇りある反省』を阻害する近隣諸国条項」『自由民主』一九九九年一月号、四三頁。

(59) 高橋史朗「近隣諸国条項と教科書問題」『問題と研究』二〇〇四年六月号、一〇七～一〇八頁。

(60) 小坂実「『近隣諸国条項』はやはり放置できない」『明日への選択』二〇〇三年七月号、一〇頁。

(61) 代議士匿名座談会「日本の新聞はさかさまに読め」『諸君！』一九八二年十一月号、八二頁。

(62) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、〈昭和五十七年の教科書問題―経緯と問題点〉（中国課、一九八六年九月一〇日）、三頁。

(63) 橋本恕とのインタビューは二〇〇八年一月八日に行われた。服部龍二「宮澤談話に関する一史料」『中央大
学論集』第三〇号（二〇〇九年三月）、一八～一九頁参
照。

(64) 石川水穂「教科書問題の発端『世紀の大誤報』の真実」『正論』二〇〇一年六月号、「失われたもの・守られた

もの」『正論』二〇〇二年十一月号参照。

(65) 両氏とも早大雄弁大会出身で、三塚博は「教科書に関する小委員会」の小委員長、森喜朗は文教部会の部会長を務めていた。三塚は、七月二十七日の文教部会で「検定制度は正しく機能している。他国からの非難で改めるようなことがあれば、検定制度、教育の根幹にかかわることになる」と発言している（山崎政人『自民党と教育政策』岩波書店、一九八六年、一七〇頁）。教科書攻撃を主導し、検定制度の正当性を主張していた三塚が韓国側の説得に回ったのも滑稽であるが、若宮啓文は、教科書問題によって親韓派の矛盾が露呈したとし、「もしこのとき、教科書問題に対する非難が中国からだけだったら、自民党右派はもっと激しく抵抗していたに違いない」と指摘している（若宮啓文、前掲書、二〇七頁）。

(66) 清宮龍「宮沢喜一・全人像」行研出版局、一九八一年、二六三頁。

(67) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、〈日中教科書検定問題〉（一九八二年一月二六日）、三〇頁。

(68) 情報公開法による外務省開示文書「歴史教科書問題」整理番号03-644(2)、〈日中教科書検定問題〉（一九八二年一月二六日）、二六頁参照。

(69) 朴東鎮・外務委員会委員長の発言。「第一二三回国会外務委員会会議録」第二号（一九八二年八月二十四日）、四頁。

(70) 山崎政人『自民党と教育政策』岩波書店、一九八六年、一七〇～一七一頁。

(71) 鈴木勲と石川水穂の対談「失われたもの・守られたもの」『正論』二〇〇二年一月号、二四六頁。

二〇一〇年二月一八日 受稿
二〇一一年一月七日
レフェリーの審査
を経て掲載決定